

動物実験に関する検証結果報告書

日本獣医生命科学大学

動物実験に関する外部検証事業

(国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会)

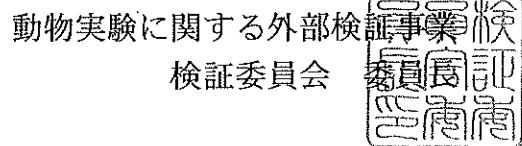
平成 29 年 3 月

平成 29 年 3 月 27 日

日本獣医生命科学大学
学長 阿久澤 良造 殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会



対象機関：日本獣医生命科学大学
申請年月日：平成 28 年 6 月 22 日
訪問調査年月日：平成 28 年 9 月 23 日
調査員：浦野 徹（自然科学研究機構 生理学研究所）
下田 耕治（慶應義塾大学）

検証の総評

日本獣医生命科学大学は明治 14 年（1881 年）に開学し、昭和 27 年（1952 年）に学校法人日本医科大学グループと合併し現在に至っている。獣医学部 獣医学科・獣医保健看護学科、応用生命科学部 動物科学科・食品科学科の 2 学部 4 学科および大学院獣医生命科学研究科の 1 研究科を置く獣医系大学で、東京都武蔵野市に位置する 2 キャンパスと山梨県に位置する富士アニマルファームを有する。

動物実験は「日本獣医生命科学大学動物実験規程」に基づき学長の下に動物実験委員会が組織され、適正な実施体制が整備されている。動物実験計画は、新規計画書は 8 名の委員のなかから 3 名が、継続計画書は 1 名が審議し、その結果を委員長が確認している。こうした審議経過を全委員が共有できるシステムの構築を検討されたい。これとは独立に「日本獣医生命科学大学生命倫理委員会要項」の下に生命倫理委員会が設けられ、動物実験委員会から付議された苦痛カテゴリー D 以上の計画書および中大動物を用いる計画書を倫理面から審議している点は評価できる。

飼養保管に関しては、全学をカバーする「日本獣医生命科学大学における実験動物の飼育施設、飼養保管及び動物実験に関するマニュアル」が整備されているが、小規模施設では個別のマニュアルが整備されていないので検討されたい。

検証結果

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

「日本獣医生命科学大学動物実験規程」（平成 27 年 4 月 1 日施行）が定められ、その内容は文部科学省の動物実験基本指針（以下「基本指針」とする）および環境省の実験動物飼養保管基準（以下「飼養保管基準」とする）に則したものである。また、「日本獣医生命科学大学生命倫理委員会要項」（平成 27 年 4 月 1 日施行）が定められ、動物実験規程を倫理面で補完している。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

4) 改善に向けた意見

情報公開規定（第 34 条）の充実や動物実験規程とそれに付随する申請書等との用語の統一を図られたい。また、産業動物も飼育していることから、畜産目的での動物使用に関する内規等の策定を検討されたい。

2. 動物実験委員会

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

「日本獣医生命科学大学動物実験規程」において動物実験委員会の任務、構成が定められている。その内容および構成委員は基本指針に則したものである。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

4) 改善に向けた意見

設置されている動物実験委員会について、動物実験計画は、新規計画書は 8 名の委員のなかから 3 名が、継続計画書は 1 名が審議し、その結果を委員長が確認している。こうした審議経過を全委員が共有できるシステムの構築を検討されたい。

3. 動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

「日本獣医生命科学大学動物実験規程」において、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等の手続が規定されている。また、これらの手續を進めるための各種様式も定められており、基本指針に則した実施体制が整備されている。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 安全管理をする動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

安全管理をする動物実験の実施に関する諸規程が整備されている。また、麻薬・麻酔薬等

の行政への手続を行っている。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

「日本獣医生命科学大学動物実験規程」において飼養保管および実験を行う施設として動物実験施設が定義され、その要件が規定されている。学長により承認された動物実験施設には実験動物管理者が置かれている。また、全学をカバーする「日本獣医生命科学大学における実験動物の飼育施設、飼養保管及び動物実験に関するマニュアル」が整備されている。しかし、中核施設である共同研究施設以外では、飼養保管に関するマニュアルがない小規模施設も存在する。また、緊急時全般の連絡網は定められているが、それに対応するマニュアルがない。よって、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」とする。

3) 検証の結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

共同研究施設以外のそれぞれの施設ごとに、飼養保管に関するマニュアルを策定されたい。
また、緊急時の連絡網の他、緊急時対応マニュアルも整備されたい。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

特になし。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験委員会が設置されている。新規計画書は 3 名の委員、継続計画書と実習計画書は 1 名の委員が審査し、その結果を委員長が確認している。また、動物実験委員会から付議された苦痛カテゴリー D 以上の計画書とイヌ、ネコ以上の大動物を用いる計画書については生命倫理委員会も審査している。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

動物実験委員会を 2 班に分けて計画書の審査を行っているが、委員会全体として審査経過を共有するシステムを検討されたい。

2. 動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験計画書の有効期間は 1 年であり、1 年ごとに動物実験終了報告書の提出を義務づけている。報告書の提出率は 100% である。また、計画書の変更、修正も適正に実施されている。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は行われていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

安全管理を要する動物実験は、動物実験委員会により把握され、適正に実施されている。施設の表示等も適切である。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は行われていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

全学をカバーする「日本獣医生命科学大学における実験動物の飼育施設、飼養保管及び動物実験に関するマニュアル」の下で、共同研究施設では「共同研究施設利用要項」により基本的な飼養保管状況は維持されている。共同研究施設以外では個別の飼養保管マニュアルを作成していない小規模施設があることから、飼養保管の方法を標準化するために、すべての施設において飼養保管マニュアルの作成が必要である。よって、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」とする。

3) 検証の結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

すべての飼養保管施設で飼養保管マニュアルを整備されたい。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

動物実験委員会は施設を現地調査し、空調設備等が整備されていることを確認している。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

イス、ネコの飼育ケージなどに老朽化がみられ、改修・更新すべき箇所が散見されたので、計画的な更新を検討されたい。

6. 教育訓練の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

教育訓練は 2 年ごとの受講が義務づけられている。内容も基本指針や飼養保管基準に則したものである。よって、自己点検・評価結果は、妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

自己点検・評価は平成 22 年度から毎年実施されている。しかし、ホームページ上で公開されている情報項目は国立大学法人動物実験施設協議会および公私立大学実験動物施設協議会が推奨する開示項目のうち、飼養および保管の状況に関する情報などが十分に示されていない。よって、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」とする。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

飼養および保管の状況に関する動物数、動物種や施設の情報および動物実験委員会の委員に関する情報は、わかりやすく整理し速やかに公開されたい。また、平成 28 年度の外部検証結果報告書も公開されたい。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

日本獣医生命科学大学では動物自体を研究対象としているため、実験動物を用いる研究の他、臨床患畜、臨床材料、産業動物と、畜材料を用いる研究も実施される。こうした研究も動物実験とし倫理面から審査していることは評価できるが、動物の使用数に関しては実際に利用（安樂殺）した動物と上記の臨床患畜等を区別し集計することが必要である。動物実験委員会とは別に生命倫理委員会を設け、人の安全・健康に影響を及ぼす実験計画および動物実験委員会から付議された苦痛度の高い動物実験や中大動物を用いた実験計画を倫理面から審査する体制を整備している点は、高く評価できる。